大阪市告示第1450号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第３条第３項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第４項の規定に基づき告示する。

令和８年10月30日

大阪市長　　横　山　英　幸

施設名	年　月　日	供用時間
大阪市立 都島スポーツセンター 第１体育場 第２体育場 多目的室	令和８年11月24日（火）	正午から 午後９時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）